

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	荻原地区(荻原集落) 吉良町(饗庭、荻原、富田、八幡川田)	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区的現状

①地区内の農地面積	273.9 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	159.9 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	- ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	- ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	- ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	- ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(備考)	
地区的耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が過半以上そのため、既に実質化されていると判断した地区	

2 対象地区的課題

本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。 今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用は、ブロックローテーションを中心とした土地利用型農業とし施設園芸農業を両立し、地区全体で農地の有効利用を図る。特に麦、大豆においては、地域で協力し大規模かつ効率的に作業することを目指す。そのために地区の中心的となる経営体へ利用集積を更に進める。
--

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・麦・大豆	9850a	水稻・麦・大豆	10700a	荻原集落他
認農	B	水稻・麦・大豆	9400a	水稻・麦・大豆	10000a	荻原集落他
認農	C	水稻・麦・大豆	9100a	水稻・麦・大豆	12000a	荻原集落他
認農	D	水稻・麦・大豆	7500a	水稻・麦・大豆	8800a	荻原集落他
認農	E	肥育	36頭	肥育	50頭	荻原集落
認農法	F	水稻・麦・大豆	22000a	水稻・麦・大豆	22000a	荻原集落他
認農	G	水稻・麦・大豆	5800a	水稻・麦・大豆	6000a	荻原集落他
認農法	H	水稻・麦・大豆 たまねぎ	9500a	水稻・麦・大豆 たまねぎ	11000a	荻原集落他
認農法	I	水稻・麦・大豆	32900a	水稻・麦・大豆	35000a	荻原集落他
認農法	J	施設花き	120a	施設花き	150a	荻原集落他
認農	K	施設花き	53a	施設花き	53a	荻原集落他
認農	L	施設花き・施設野菜	95a	施設花き・施設野菜 露地野菜	220a	荻原集落
認農	M	水稻・麦・大豆	17300a	水稻・麦・大豆	19000a	荻原集落他
認就	N	施設野菜	25a	施設野菜	25a	荻原集落
認農	O	施設花き	27a	施設花き	27a	荻原集落
その他	P	露地野菜	620a	露地野菜	655a	荻原集落他
認就	Q	施設野菜	22a	施設野菜	22a	荻原集落
認農法	R	養蜂	1,000群	養蜂	1,200群	一色西部集落他
認就	S	露地野菜	35a	露地野菜	170a	荻原集落
計	19人					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5~10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

アンケートによる貸付け等の意向を確認していない。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構
貸し付ける。